

用語解説

字句	説明	初出 掲載ページ
あ行		
一部事務組合	普通地方公共団体が、その事務の一部を共同処理することを目的として設置する組織。	P 1
上乗せ・横出し	制度に規定された交付額や上限額等の引き上げを行うものを上乗せ、対象を拡大するものを横出しとして整理している。	P 1
か行		
既得権化	すでに取得した権利について、継続した権利として定着すること。本ガイドラインにおいては、獲得した補助金等について、精査がなされず継続交付されている状況のことを指す。	P 2
行革	行政改革の略。行政機関（市）の組織や事務運営に関する改革。	P 1
繰越金・余剰金	繰越金とは、会計年度が終了し、次の年度へ持ち越した金額。余剰金とは、予算に対して支出した結果、余った金額。	P 3
さ行		
日進市自治基本条例	国や県との適切な役割分担のもと、市民参加と協働を柱とする「市民主体の自治」の実現をめざし、平成19年10月に施行された条例。同条例では、市民参加と市民自治活動の支援のために必要なルールを定めることが規定されている。	P 2

字句	説明	初出 掲載ページ
事務事業評価	事業の必要性や目的を明確化し、事業の活動に対して得られる成果などを、指標による客観的数値を用いながら分析・評価を行い、業務改善や事務事業の再編・整理に反映させようとするもの。	P 1
総合計画	本市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画として、本市特有の個性を生かし、魅力をさらに向上させ、本市の諸課題を解決するために策定された計画。	P 3
た行		
第2次日進市経営改革プラン	平成28年3月に策定された、市のこれまでの行政経営の仕組みや手法そのものを見直し、新しい行政経営の方向を示す計画。	P 1
は行		
補助金等	本ガイドラインにおいては、補助金、負担金、交付金、扶助費を対象としている。	P 1
補助事業者等	補助事業等を行う者をいう。（個人や団体等） ※補助事業等とは、補助金等の対象となる事務又は事業をいう。	P 2
や行		
要綱	法令に基づく制度に関して、より細かな運用面において規定するもので、行政の内部事務の取扱いについて定めたもの。法的な拘束力はない。	P 3